

障害者差別解消法に基づく対応要領（改正案）に

関する意見公募について

令和6年10月24日

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

○意見公募の趣旨・目的・背景

原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下、「機構」という。）における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領（以下「対応要領」という。）については、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。）に基づき機構の長が定めることとされています。

この度、令和5年3月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（令和5年3月14日閣議決定。以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことおよび令和6年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第56号。以下「法」という。）が施行されたことから、当機構においても法および基本方針に即して対応要領の改正案を取りまとめました。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、別添の要領で御意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

- ・ [意見公募要領（ルビなし版）](#)
- ・ [意見公募要領（ルビあり版）](#)
- ・ [意見公募要領（テキスト版）](#)

- ・ [意見公募様式（ルビなし版）](#)
- ・ [意見公募様式（ルビあり版）](#)

○意見公募の対象

障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領案

- ・ [対応要領案（ルビなし版）](#)
- ・ [対応要領案（ルビあり版）](#)
- ・ [対応要領案（テキスト版）](#)

○意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年10月24日（木）～令和6年11月23日（土）必着

問い合わせ先：

原子力損害賠償・廃炉等支援機構
総務グループ

電話：03-5575-3810